

認定NPO法人に至るルート

NPO法人（特定非営利活動法人）

認定の要件

- パブリック・サポート・テスト（PST）基準
①～③のいずれかに適合すること
 - ①相対値基準
総収入に占める寄附金の割合が20%以上
 - ②絶対値基準
年3,000円以上の寄附者が平均100人以上
 - ③条例指定
都道府県又は市区町村の条例指定を受けている
- 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であること
- 運営組織及び経理が適切であること
- 事業活動の内容が適正であること
- 情報公開を適切に行っていること
- 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- 設立の日から1年を超える期間が経過していること など

1～8のすべてを満たす法人

1を満たさない法人
(2～8は満たす)

条例指定基準を満たす法人

条例指定の申し出

審査委員会の審査、議会の議決を経て

条例指定NPO法人
(PST基準③を満たす)

設立後5年以内の法人

特例認定申請

PST基準免除

特例認定NPO法人
(特例認定特定非営利活動法人)
(有効期間3年)

認定申請

3年間の有効期間で認定又は
条例指定の要件を満たした場合

認定NPO法人（認定特定非営利活動法人）
(有効期間5年)